



議案第六十三号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十四年六月二十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾四年六月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の次に次の一項を加える。

4 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、特別の事情等の内国旅行の場合を除き、
当分の間、団長にあつては、特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例別表
第二の一中特別車両料金及び特別船室料金、副団長及び団員にあつては、職員等の旅費に
関する条例第十四条第四号及び第十五条第一項第五号の規定は適用しない。

附 則

この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。